

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年7月20日(2017.7.20)

【公開番号】特開2017-80488(P2017-80488A)

【公開日】平成29年5月18日(2017.5.18)

【年通号数】公開・登録公報2017-018

【出願番号】特願2017-669(P2017-669)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 S

A 6 3 F 5/04 5 1 2 T

A 6 3 F 5/04 5 1 2 X

A 6 3 F 7/02 3 5 2 F

A 6 3 F 7/02 3 5 2 L

A 6 3 F 7/02 3 5 3

A 6 3 F 7/02 3 5 2 N

【手続補正書】

【提出日】平成29年6月8日(2017.6.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技媒体を用いて遊技を行なうことが可能な遊技機に対応して設けられ、貨幣を受付けて遊技媒体を貸与するための処理を行ない、返却操作を受付けたことに基づいて、受け付けられた前記貨幣のうち遊技媒体の貸与に用いられていない残額と、遊技媒体を計数可能な計数装置で計数された計数遊技媒体数とを特定可能な記録媒体を排出可能な遊技用装置であって、

前記計数遊技媒体数と前記残額とを記憶する記憶手段と、

前記計数装置での計数に基づいて前記記憶手段に記憶された前記計数遊技媒体数を更新する更新手段とを備え、

前記残額および前記計数遊技媒体数が前記記憶手段に記憶されているときに、所定操作を受付けたことに基づいて、前記計数遊技媒体数は前記記憶手段に記憶したまま、前記記憶手段に記憶された前記残額を削除し、当該残額を特定可能な残額記録媒体を排出可能であり、

前記更新手段は、前記残額記録媒体が排出された後であっても、前記記憶手段に記憶された前記計数遊技媒体数を更新可能であり、

前記記録媒体は、会員登録した会員遊技者に対して発行される会員用記録媒体と、前記遊技用装置に貯留される一般用記録媒体とを含み、

前記会員用記録媒体が受け付けられている場合には、当該会員用記録媒体を前記残額記録媒体として排出可能であり、

前記会員用記録媒体が受け付けられていない場合には、前記一般用記録媒体を前記残額記録媒体として排出可能である、遊技用装置。

【請求項2】

遊技媒体が適正であるか否かを判定する適正判定手段をさらに備える、請求項 1 に記載の遊技用装置。

【請求項 3】

前記適正判定手段は、遊技媒体の径が正規の遊技媒体の径であるか否かを判定することによって遊技媒体が適正であるか否かを判定する、請求項 2 に記載の遊技用装置。

【請求項 4】

前記適正判定手段により適正ではないと判定された遊技媒体を貯留する貯留部をさらに備える、請求項 2 または請求項 3 に記載の遊技用装置。

【請求項 5】

当該遊技用装置と対応して設けられ遊技媒体を用いて遊技を行なうことが可能な遊技機を認証するための処理を実行する認証手段をさらに備える、請求項 1 から請求項 4 のいずれかに記載の遊技用装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

(1) 遊技媒体(たとえば、メダル M、パチンコ玉)を用いて遊技を行なうことが可能な遊技機(たとえば、スロットマシン 1、パチンコ遊技機 701)に対応して設けられ、貨幣(たとえば、紙幣)を受付けて遊技媒体を貸与するための処理を行ない、返却操作(たとえば、返却ボタン 114, 752 の操作)を受付けたことに基づいて、受け付けられた前記貨幣のうち遊技媒体の貸与に用いられていない残額(たとえば、プリペイド残額)と、遊技媒体を計数可能な計数装置(たとえば、計数装置 190、各台計数機 705)で計数された計数遊技媒体数(たとえば、持ちメダル数、持玉数)とを特定可能な記録媒体(たとえば、会員カード、ビジターカード)を排出可能な遊技用装置(たとえば、メダル貸出機 100、カードユニット 750)であって、

前記計数遊技媒体数と前記残額とを記憶する記憶手段(たとえば、メダル貸出機 100 の制御ユニット 181 の RAM 181b に記憶される図 20(a) のカードテーブル。メダル貸出機 100 の制御ユニット 181 の RAM 181b)と、

前記計数装置での計数に基づいて前記記憶手段に記憶された前記計数遊技媒体数を更新する更新手段(たとえば、図 30 のステップ S b 25 で実行される図 35 の計数処理)とを備え、

前記残額および前記計数遊技媒体数が前記記憶手段に記憶されているときに、所定操作(たとえば、入金残額取出操作)を受付けたこと(たとえば、図 40 のタッチパネル操作処理のステップ S g 1 で YES と判断され、図 41 の残額取出処理のステップ S h 7 で YES と判断されること)に基づいて、前記計数遊技媒体数は前記記憶手段に記憶したまま、前記記憶手段に記憶された前記残額を削除し、当該残額を特定可能な残額記録媒体(たとえば、入金残額対応カード、会員カード受付時は、会員カード、非受付時は、ビジターカード)を排出可能であり(たとえば、図 40 のステップ S g 11 で実行される図 41 の残額取出処理のステップ S h 12, ステップ S h 13, ステップ S h 15, ステップ S h 17)、

前記更新手段は、前記残額記録媒体が排出された後であっても、前記記憶手段に記憶された前記計数遊技媒体数を更新可能であり(たとえば、図 41 の残額取出処理のステップ S h 15 での入金残額対応カードの排出後、ステップ S h 18 でビジターカードにそのときの持玉数が反映され、以後、持玉数が更新可能となる)、

前記記録媒体は、会員登録した会員遊技者に対して発行される会員用記録媒体と、前記遊技用装置に貯留される一般用記録媒体とを含み、

前記会員用記録媒体が受け付けられている場合には、当該会員用記録媒体を前記残額記録媒体として排出可能であり、

前記会員用記録媒体が受け付けられていない場合には、前記一般用記録媒体を前記残額記録媒体として排出可能である。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0051

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0051】

(22) 上記(1)から(11)のいずれかの遊技用装置、上記(12)もしくは(13)の遊技用システム、または、上記(14)から(21)の遊技用装置もしくは遊技用システムにおいて、

前記遊技媒体が適正であるか否かを判定する適正判定手段(たとえば、計数装置190のコントローラ190a)をさらに備える。

(22)' 上記(22)の遊技用装置または遊技用システムにおいて、

前記適正判定手段により適正ではないと判定された遊技媒体を貯留する貯留部(たとえば、メダル貯留ボックス194)をさらに備える。

(22)'' 上記(22)'の遊技用装置または遊技用システムにおいて、

前記貯留部に貯留された遊技媒体の貯留量が該遊技媒体の回収を促す第1貯留量に達したか否かを判定する第1判定手段(たとえば、図37のメダル貯留処理のSe7において、制御ユニット181は、メダル情報(図20(c)参照)の総メダル貯留数が第1閾値(満タン)であるか否かを判定する部分)と、

前記第1判定手段が前記第1貯留量に達したと判定したときに前記第1貯留量に達した旨を報知する第1報知手段(たとえば、図37のメダル貯留処理のSe9において、制御ユニット181は、状態報知ランプ111を点灯する部分)と、

前記貯留部に貯留された遊技媒体の貯留量が前記第1貯留量よりも少ない所定の第2貯留量に達しているか否かを判定する第2判定手段(たとえば、図38の締め関連処理のSf2において、制御ユニット181は、メダル情報(図20(c)参照)の総メダル貯留数が所定枚数(第2閾値)以上であるか否かを判定する部分)と、

当該遊技場の営業終了に際して、当該遊技用装置を管理する管理装置から出力された所定の信号を受信したときに、前記第2判定手段により前記第2貯留量に達していると判定されていることを条件に、前記第2貯留量に達している旨を報知する第2報知手段(たとえば、図38の締め関連処理のSf3において、制御ユニット181は、状態報知ランプ111を点灯するとともに、メダル管理コンピュータ550に対してメダル貯留ボックス194の不正メダルの貯留数が所定枚数(第2閾値)以上となっている旨を知らせる通知を送信する部分)とをさらに備える。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0053

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0053】

(23) 上記(22)から(22)''のいずれかの遊技用装置を含む遊技用システムもしくは上記(22)から(22)''のいずれかの遊技用システムにおいて、

前記遊技用システムは、

前記各遊技用装置とデータ通信可能に接続され、該各遊技用装置に対して当該遊技場の営業終了に際して所定の信号を送信する管理装置(たとえば、メダル管理コンピュータ550)を含む。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0055

【補正方法】変更**【補正の内容】****【0055】**

(24) 上記(22)'、(22)''または(23)の遊技用装置または遊技用システムにおいて、

前記貯留部に貯留される遊技媒体数を計数する貯留媒体計数手段(たとえば、図37のメダル貯留処理のSe4において、制御ユニット181は、メダル情報(図20(c)参照)の総メダル貯留数に1を加算する部分)と、

前記適正判定手段が適正と判定する遊技媒体として、大きさが異なる複数種類の遊技媒体のうちからいずれかを設定可能な遊技媒体種別設定手段(たとえば、大きさが異なるメダル(たとえば、25のメダルと30のメダル)についても比較して識別できる計数装置190のコントローラ190a)とをさらに備え、

前記第1判定手段は、前記貯留媒体計数手段が計数した遊技媒体数が第1閾値に達したときに前記第1貯留量に達したと判定し(たとえば、図37のメダル貯留処理のSe7において、制御ユニット181は、メダル情報(図20(c)参照)の総メダル貯留数が第1閾値(満タン)であるか否かを判定する部分)、

前記第2判定手段は、前記貯留媒体計数手段が計数した遊技媒体数が第2閾値に達したときに前記第2貯留量に達したと判定し(たとえば、図38の締め関連処理のSf2において、制御ユニット181は、メダル情報(図20(c)参照)の総メダル貯留数が所定枚数(第2閾値)以上であるか否かを判定する部分)、

前記第1閾値および/または前記第2閾値を設定可能な閾値設定手段(たとえば、メダル管理コンピュータ550にて実施可能な不正メダル関係の設定が行なえる図27に示す不正メダル関係設定画面)をさらに備え、

前記閾値設定手段は、前記遊技媒体種別設定手段にて設定された遊技媒体の種別に応じた閾値を設定可能である(たとえば、図27に示す「島単位設定」を用いれば、1枚5円の価値を有するメダルにて遊技を実施可能な遊技領域や、1枚20円の価値を有するメダルにて遊技を実施可能な遊技領域などの遊技島毎に指定できる部分)。

【手続補正6】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0057****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0057】**

(25) 上記(22)'から(24)のいずれかの遊技用装置または遊技用システムにおいて、

前記適正判定手段は、適正ではないと判定した遊技媒体であって、当該遊技場で使用可能な第1不適正遊技媒体(たとえば、自店メダル)と当該遊技場で使用不能な第2不適正遊技媒体(たとえば、偽メダル)とを含む複数種類の不適正遊技媒体(たとえば、不正メダル)を識別可能であり、

前記適正判定手段による識別に必要な不適正遊技媒体の種別を登録する登録手段(たとえば、予め自店メダルを計数装置190に100枚程度投入して、自店メダルの画像をメモリ190bに登録させる部分)と、

前記貯留部に貯留される遊技媒体数を計数する貯留媒体計数手段(たとえば、図37のメダル貯留処理のSe4において、制御ユニット181は、メダル情報(図20(c)参照)の総メダル貯留数に1を加算する部分)とをさらに備え、

前記貯留媒体計数手段は、前記適正判定手段により適正ではないと判定したときに、前記登録手段により登録された前記第1不適正遊技媒体と前記第2不適正遊技媒体とを別個に計数する(たとえば、図37のメダル貯留処理のSe5において、制御ユニット181は、自店メダルが否かを判定し、自店メダルである場合にはSe6に進んで、メダル情報(図20(c)参照)の自店メダル貯留数に1を加算し、自店メダルでない場合にはSe

1 1 に進んで、メダル情報（図 2 0（c）参照）の偽メダル貯留数に 1 を加算する部分）。

【手続補正 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 7 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 7 2】

（3 3） 上記（1）から（3 2）のいずれかの遊技用装置または遊技用システムにおいて、前記遊技用装置または前記カードユニットには、スピーカが設けられている。

（3 4） 上記（1）から（3 3）のいずれかの遊技用装置または遊技用システムにおいて、

当該遊技用装置と対応して設けられ遊技媒体を用いて遊技を行なうことが可能な遊技機を認証するための処理を実行する認証手段をさらに備える。